

平成17年2月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明
	「予算案」 31件	
1	平成17年度秋田市一般会計予算の件	資料別紙
2	平成17年度秋田市土地区画整理会計予算の件	資料別紙
3	平成17年度秋田市市有林会計予算の件	資料別紙
4	平成17年度秋田市市営墓地会計予算の件	資料別紙
5	平成17年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	資料別紙
6	平成17年度秋田市農業集落排水会計予算の件	資料別紙
7	平成17年度秋田市大森山動物園会計予算の件	資料別紙
8	平成17年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	資料別紙
9	平成17年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	資料別紙
10	平成17年度秋田市老人保健医療事業会計予算の件	資料別紙
11	平成17年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	資料別紙
12	平成17年度秋田市介護保険事業会計予算の件	資料別紙
13	平成17年度秋田市病院事業会計予算の件	資料別紙

14	平成17年度秋田市水道事業会計予算 の件	資料別紙
15	平成17年度秋田市交通事業会計予算 の件	資料別紙
16	平成17年度秋田市下水道事業会計予 算の件	資料別紙
17	平成16年度秋田市一般会計補正予算 (第6号)の件	資料別紙
18	平成16年度秋田市土地区画整理会計 補正予算(第2号)の件	資料別紙
19	平成16年度秋田市市有林会計補正予 算(第1号)の件	資料別紙
20	平成16年度秋田市市営墓地会計補正 予算(第2号)の件	資料別紙
21	平成16年度秋田市中央卸売市場会計 補正予算(第2号)の件	資料別紙
22	平成16年度秋田市農業集落排水会計 補正予算(第3号)の件	資料別紙
23	平成16年度秋田市大森山動物園会計 補正予算(第2号)の件	資料別紙
24	平成16年度秋田市廃棄物発電会計補 正予算(第1号)の件	資料別紙
25	平成16年度秋田市国民健康保険事業 会計補正予算(第3号)の件	資料別紙
26	平成16年度秋田市老人保健医療事業 会計補正予算(第3号)の件	資料別紙
27	平成16年度秋田市介護保険事業会計 補正予算(第3号)の件	資料別紙
28	平成16年度秋田市病院事業会計補正 予算(第1号)の件	資料別紙

29	平成16年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）の件	資料別紙
30	平成16年度秋田市交通事業会計補正予算（第1号）の件	資料別紙
31	平成16年度秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）の件	資料別紙
「 条 例 案 」 26 件		
32	秋田市部設置条例の一部を改正する件	<p>改正理由 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い下水道部を廃止するとともに、国体局を新設するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道部を廃止する。 2 国体局を新設し、その所管する業務を第62回国民体育大会等に関することとする。 <p>施行期日 平成17年4月1日から</p>
33	秋田市職員定数条例の一部を改正する件	<p>改正理由 水道事業と下水道事業の組織の統合および交通事業の廃止に伴い、職員の定数を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般の職員の定数を1,862人から1,833人とする。 2 上下水道局の職員の定数を276人とする。 3 交通事業職員の定数に関する規定を削る。 <p>施行期日 平成17年4月1日から。ただし、3については平成18年4月1日から</p>
34	秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件	<p>改正理由 個人情報保護審査会委員の報酬額を定めるとともに、結核診査協議会委員等の報酬額を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 結核診査協議会委員、感染症の診査に関する協議会委員および情報公開審査会委員の報酬額を日額2万円から日額1万円に引き下げる。

35	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	<p>2 個人情報保護審査会委員の報酬を日額1万円とする。</p> <p>3 個人情報保護審議会委員の報酬に関する規定を削る。</p> <p>施行期日 平成17年4月1日から。ただし、2については同年7月1日から</p>
		<p>改正理由 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い下水管内作業手当等を廃止するとともに、給料の調整額に関する経過措置を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>1 特殊勤務手当のうち、下水管内作業手当および下水道使用料徴収手当を廃止する。</p> <p>2 食肉衛生検査所に勤務する職員のうち、平成17年3月31日に県の職員であった者等に対して支給する平成17年度の給料の調整額についての経過措置を規定する。</p> <p>施行期日 平成17年4月1日から</p>
36	秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を設定する件	<p>設定理由 地方公務員法の一部改正（平成16年法律第85号）に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>要 旨</p> <p>1 任命権者は、毎年7月末日までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならないこととし、その報告事項について規定することとする。</p> <p>2 公平委員会は、毎年7月末日までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならないこととし、その報告事項について規定することとする。</p> <p>3 市長は、1および2の報告を受けたときは、毎年9月末日までに、それらの報告を公表しなければならないこととし、その方法について規定することとする。</p> <p>施行期日 平成17年4月1日から</p>
	<p>・地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第85号）：平成16年6月9日公布、一部の規定を除き、同年8月1日施行</p>	

37 秋田市情報公開条例の一部を改正する件

改正理由

公開の対象となる文書等の範囲を拡大するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

改正要旨

- 1 電磁的記録をこの条例における公文書の定義に加え、情報公開の対象とすることとする。
- 2 実施機関は、公益上特に必要があるときは、不開示情報が記録されている公文書を開示することができることとする。
- 3 実施機関は、公文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることとする。
- 4 実施機関は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができることとする。
- 5 電磁的記録の開示は、情報化の進展状況等を勘案して、市長が定める方法により行うこととする。
- 6 秋田市情報公開審査会に不服申立てに係る諮問をした実施機関は、不服申立人等に対してその旨を通知しなければならないこととする。
- 7 市の出資法人および公の施設の指定管理者は、情報の公開に努めなければならないこととする。

施行期日 平成17年7月1日から。改正後の条例の規定は、施行日以後に職員が作成した公文書等について適用する旨の経過措置その他所要の経過措置を規定する。

38 秋田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の全部を改正する件

改正理由

記述による情報を含む個人情報の取扱い、開示請求等について定めるため、改正しようとするもの

改正要旨

- 1 題名を秋田市個人情報保護条例とする。
- 2 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに市が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を請求する個人の権利を保障す

・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号):平成15年5月30日公布、一部の規定を除き同日施行
・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号):平成15年5月30日公布、平成17年4月1日施行

ることにより、市政の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすることとする。

- 3 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長および議会をいうこととする。
- 4 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいうこととする。
- 5 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいうこととする。
- 6 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ市長に通知しなければならないこととし、市長はこれを一般の閲覧に供さなければならないこととする。
- 7 実施機関は、個人情報を収集するときは、法令等に定めがある場合等を除き、本人から収集しなければならないこととする。
- 8 実施機関は、本人の同意がある場合等を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならないこととする。
- 9 実施機関は、法令等に定めがある場合等を除き、オンライン結合（市以外の電子計算機と通信回線を用いて結合し、市以外のものが随時情報を入手できる状態にすること。）による情報の提供を行つてはならないこととする。
- 10 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該受託又は管理の業務に当たって取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととする。
- 11 何人も、実施機関に対し、当該実施機

関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることとする。

- 12 死者の相続人等は、実施機関に対し、当該実施機関の保有する死者を本人とする一定の保有個人情報の開示を請求することができることとする。
- 13 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に一定の不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないこととする。
- 14 保有個人情報の開示を受けた者は、開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができることとする。
- 15 実施機関は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないこととする。
- 16 保有個人情報の開示を受けた者は、開示を受けた保有個人情報が適法に取得されたものでない等と思料するときは、当該保有個人情報の利用停止等を請求することができることとする。
- 17 実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、保有個人情報の利用停止をしなければならないこととする。
- 18 実施機関は、原則として、開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった日から、開示請求にあつては15日以内、訂正請求および利用停止請求にあつては30日以内にその可否を決定しなければならないこととする。
- 19 実施機関は、開示決定等、訂正決定等および利用停止決定等について不服申立てを受けたときは、原則として、秋田市個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととする。
- 20 19の諮問に応じ不服申立について調査審議するため、秋田市個人情報保護審査会を置くこととする。

		<p>21 統計法に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報等については、この条例の規定は、適用しないこととする。</p> <p>22 市の出資法人は、この条例に準じて、当該出資法人の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。</p> <p>23 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、その概要を公表することとする。</p> <p>23 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供する等の行為を行った実施機関の職員等に対する罰則を設けることとする。</p> <p>施行期日 平成17年7月1日から。ただし、20については同年4月1日からとし、所要の経過措置を規定する。</p>
39	秋田市特別会計条例の一部を改正する件	<p>改正理由 水道事業と下水道事業の組織の統合に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 下水道事業会計等に関する規定を削る。</p> <p>施行期日 平成17年4月1日から</p>
40	<p>秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を設定する件</p> <p>・地方自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号):平成16年5月26日公布、同年11月10日施行 ・地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第344号):平成16年11月8日公布、一部の規定を除き、同月10日施行</p>	<p>設定理由 長期継続契約を締結できる契約について定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>要 旨 物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものおよび保守管理等の業務委託契約については、長期継続契約を締結できるとする。</p> <p>施行期日 平成17年4月1日から</p>
41	秋田市緑あふれるまちづくり基金条例を設定する件	<p>設定理由 緑あふれるまちづくり基金(以下「基金」という。)を設置するため、この条例を設定しようとするもの</p>

		<p>要 旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基金は、本市における市民の連帯の強化および地域振興のための事業に要する経費に充てるため、設置することとする。 2 基金として積み立てる額は、一般会計予算で定める額とすることとする。 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととする。 4 基金の運用から生ずる収益は、本市における市民の連帯の強化又は地域振興のための事業に要する経費に充てるほか、基金に編入することとする。 5 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとする。 6 基金は、本市における市民の連帯の強化又は地域振興のための事業に要する経費に充てる場合に限り、処分できることとする。 <p>施行期日 平成17年4月1日</p> <p>改正理由 地方税法の一部改正（平成16年法律第17号）等に伴い、信託業を営む外国法人に外国税額控除を行うこととするとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 法人市民税法人税割額における外国税額控除制度の対象となる法人に信託業を営む外国法人を加えることとする。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>
42	<p>秋田市市税条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第17号）：平成16年3月31日公布、一部の規定を除き、同年4月1日施行 ・市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第58号）：平成16年5月26日公布、同年11月10日施行 ・不動産登記法（平成16年法律第123号）：平成16年6月18日公布、平成17年3月7日施行 ・信託業法（平成16年法律第154号）：平成16年12月3日公布、同月30日施行 	<p>改正理由 地方税法の一部改正（平成16年法律第17号）等に伴い、信託業を営む外国法人に外国税額控除を行うこととするとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 法人市民税法人税割額における外国税額控除制度の対象となる法人に信託業を営む外国法人を加えることとする。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>
43	<p>秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する件</p>	<p>改正理由 法定外公共物の使用料の減免に関する規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 使用料を減免することができる場合に、特別の事情があると認める場合を加えることとする。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>

44	秋田市雄和左手子交流センター条例を設定する件	<p>設定理由 雄和左手子交流センター（以下「センター」という。）の設置、指定管理者の指定の手續等について定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>要 旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 センターを雄和左手子字清水下43番地3に設置することとする。 2 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。 3 市長は、管理上支障があるとき等は、センターの使用の制限等を行うことができることとする。 4 使用者は、センターの使用を終えたとき等は、その施設等を原状に回復しなければならないこととする。 5 使用者は、センターの施設等を損傷したとき等は、その損害を賠償しなければならないこととする。 6 市長は、センターの管理を指定管理者に行わせることができることとし、その指定の手續等について規定することとする。 <p>施行期日 平成17年4月1日から。ただし、6については公布の日から。指定管理者の指定の手續に係る経過措置を規定する。</p>
45	秋田市介護保険条例の一部を改正する件	<p>改正理由 保険料率を改めるとともに、秋田市個人情報保護条例の施行に伴い規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 河辺町および雄和町の編入等による介護保険事業計画の見直しに伴い、平成17年度における保険料率を定めることとする。</p> <p>施行期日 平成17年4月1日から。改正後の条例の規定は、平成17年度分の保険料について適用する旨の経過措置を規定する。</p>
46	秋田市結核診査協議会条例の一部を改正する件	<p>改正理由 結核予防法の一部を改正する法律（平成16年法律第133号）の施行に伴い、結核診査協議会（以下「協議会」という。）の組織について定めるため、改正しようとするもの</p>

・結核予防法の一部を改正する法律（平成16年法律第133号）：平成16年6月23日公布、平成17年4月1日施行

	<p>・結核予防法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第303号) :平成16年10月6日公布、平成17年4月1日施行</p>	<p>の</p> <p>改正要旨 協議会は、委員6人以内で組織することとし、委員の任期、委員長の設置およびその選任方法等について規定することとする。 施行期日 平成17年4月1日から</p>
47	秋田市中心小企業融資あっせん条例の一部を改正する件	<p>改正理由 定額の損失補償を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 市長は、予算の範囲内で、損失補償を行うことができることとする。 施行期日 平成17年4月1日から。改正後の条例の規定は、施行日以後に行われる融資について適用する旨の経過措置を規定する。</p>
48	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	<p>改正理由 雄和種平農業集落排水施設の区域を拡張するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 雄和種平農業集落排水施設の区域に、雄和平尾鳥字竹ノ花、字野田、字中村、字金井田、字中田、字田向、字白ヶ沢、字細田、字大巻、字下野の区域を加えることとする。 施行期日 平成17年4月1日から</p>
49	秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する件	<p>改正理由 卸売市場法の一部を改正する法律(平成16年法律第96号)の施行に伴い、卸売業者等の業務に関する規制を緩和するとともに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法等を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 卸売業者が市場開設区域内において販売をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならないこととし、その届出事項等について規定することとする。 卸売業者が、他の卸売市場の卸売業者との共同集荷等に基づき卸売をする場合であって、市長の承認を受けているときは、仲卸業者および売買参加者以外の者に卸売をすることができることとし、そ

の承認の手續等について規定することとする。

- 3 卸売業者の自己の計算による卸売の禁止の措置を廃止することとする。
- 4 卸売業者は、電子商取引に係る一定の生鮮食料品等の卸売をする場合であって、市長の承認を受けたときは、市場外の物品の卸売をすることができることとし、その承認の手續等について規定することとする。
- 5 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者からその卸売をした物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならないこととする。
- 6 仲卸業者は、卸売業者が市長の承認を受けて締結した他の卸売市場の卸売業者との共同集荷契約等に基づき、市長の承認を受けて、当該他の卸売市場の卸売業者等から買い入れることができることとし、その承認の手續等について規定することとする。
- 7 仲卸業者が市場開設区域内において販売をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならないこととし、その届出事項等について規定することとする。
- 8 卸売業者は、卸売予定数量等をその取引の方法ごとに市長に報告し、および公表しなければならないこととする。
- 9 売買仕切金の前渡しに係る市長の承認の手續を廃止することとする。
- 10 市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、施設の設定温度等に関する事項等を定めなければならないこととし、卸売業者等の市場関係事業者は当該方法に従わなければならないこととする。
- 11 市長は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができることとする。
- 12 市長は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため規則で定める場合

50 秋田市屋外広告物条例の一部を改正する件

- ・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第111号):平成16年6月18日公布、同年12月17日施行
- ・都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号):平成16年6月18日公布、同年12月17日施行
- ・文化財保護法の一部を改正する法律(平成16年法律第61号):平成16年5月28日公布、平成17年4月1日施行

に該当するときは、当該仲卸業者に対し、財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができることとする

施行期日 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から

改正理由

屋外広告物法の一部改正(平成16年法律第111号)に伴い、除却した広告物等に係る保管等の手続、屋外広告業の登録制度等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

改正要旨

- 1 広告物の禁止地域に、高速自動車道および自動車専用道路を加えることとする。
- 2 広告物の禁止物件に、発電用風力設備を加えることとする。
- 3 広告物の許可の適用除外物件に、政治団体が政治活動のために表示するはり紙等を加えることとする。
- 4 大規模な広告物を管理する者の要件に、国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が行う試験の合格者を加えることとする。
- 5 違反広告物の設置者等に対する措置命令は、5日以上を期限を定めて行うこととする。
- 6 除却した広告物等を保管した場合の公示事項、公示の方法、その価額の評価方法、売却の手続、売却可能となるまでの期間および返還の手続について規定することとする。
- 7 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならないこととし、その申請手続等について規定することとする。
- 8 屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を設置しなければならないこととする。
- 9 屋外広告業者は、営業所ごとに登録番号等を記載した標識を掲示しなければならないこととする。
- 10 屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿を

		<p>備え、これを保存しなければならないこととする。</p> <p>11 市長は、不正に登録を受けたとき等に登録の取消し等を行うことができることとする。</p> <p>12 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを公衆の閲覧に供しなければならないこととする。</p> <p>13 市長は、屋外広告業を営む者に対し、必要があると認めるときは、立入検査を行うことができることとする。</p> <p>14 屋外広告業の登録申請手数料の額は、1万円とする。</p> <p>15 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者等に対する罰則を設けることとする。</p> <p>施行期日 平成17年4月1日から。ただし、屋外広告業の登録に関する部分は、同年7月1日から。この条例の施行の際現に旧条例に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、施行日から6月間は、登録を受けなくても引き続き屋外広告業を営むことができる旨の経過措置を規定する。</p> <p>設定理由 市街化調整区域における開発行為等の許可基準を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>要 旨 既存集落内において、市街化調整区域として区分される前から土地を所有しつつ継続して生活の本拠を有する者の同居親族がその世帯の通常の分化発展の過程で必要とする住宅の建築のために行う開発行為等は、市街化を促進するおそれがないと認められる開発行為等として、開発審査会の議を経ずに許可を行うことができることとする。</p> <p>施行期日 公布の日から</p> <p>改正理由 都市緑地保全法の一部改正（平成16年法律第109号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 都市緑地保全法を引用している規定の整</p>
51	秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する件	
52	秋田市都市緑化の推進に関する条例の一部を改正する件	
	<p>・都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号) :平成16年6月18日公布、同年12月17日施行</p>	

53	<p>秋田市都市公園条例の一部を改正する件</p> <p>・都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号) :平成16年6月18日公布、同年12月17日施行</p>	<p>備を行うこととする。 施行期日 公布の日から</p> <p>改正理由 都市公園法の一部改正(平成16年法律第109号)に伴い除却した工作物等に係る保管の手續等について定めるとともに、八橋運動公園の多目的グラウンドの夜間照明設備の使用料を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除却した工作物等を保管した場合の公示事項、公示の方法、その価額の評価方法、売却の手續および返還の手續について規定することとする。 2 過料の上限の額を1万円から5万円に引き上げることとする。 3 八橋運動公園の多目的グラウンドの夜間照明設備の使用料は、1時間につき、全点灯(主に野球に必要な範囲を照明するために90灯を点灯すること。)1,600円、部分点灯(主にソフトボール等に必要な範囲を照明するために48灯を点灯すること。)800円とする。 <p>施行期日 平成17年4月1日から。この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨の経過措置を規定する。</p>
54	<p>秋田市交通事業の設置等に関する条例を廃止する件</p>	<p>廃止理由 交通事業を廃止するため、廃止しようとするもの</p> <p>施行期日 平成18年4月1日から</p>
55	<p>重要な公の施設の廃止および長期かつ独占的な利用に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>改正理由 交通事業の廃止に伴い、特に重要な公の施設に関する規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 特に重要な公の施設から、乗合自動車事業施設および貸切自動車事業施設に関する規定を削る。</p> <p>施行期日 平成18年4月1日から</p>

56	秋田市営乗合自動車および貸切自動車条例を廃止する件	<p>廃止理由 交通事業の廃止に伴い、廃止しようとするもの</p> <p>施行期日 平成18年4月1日から</p>
57	<p>秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成17年政令第13号):平成17年2月2日公布、同年4月1日施行</p> <p>・薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成15年政令第535号):平成15年12月19日公布、一部の規定を除き、平成17年4月1日施行</p>	<p>改正理由 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料等を定めるとともに、薬事法施行令の一部改正(平成15年政令第535号)に伴い規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に準じ、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料等について、危険物の貯蔵最大数量に応じてその金額を定めることとする。</p> <p>施行期日 平成17年4月1日から</p>
<p>「 単 行 案 」 12 件</p>		
58	平成16年度秋田市一般会計補正予算(第5号)に関する専決処分について承認を求める件	<p>除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決処分年月日 平成17年2月2日</p> <p>・補正額 200,000千円</p> <p>・補正後の一般会計予算額 120,575,622千円 (補正後の除排雪関係経費予算額) 693,351千円</p> <p>専決処分した理由 今冬の予想を上回る降雪状況等により、今後の除排雪経費に不足をきたすことから、その経費の補正について急施を要し、議会を招集する暇がなかったため</p> <p>根拠法:地方自治法第179条第3項</p>
59	包括外部監査契約を締結する件	<p>平成17年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの</p> <p>・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告</p> <p>・契約の始期 平成17年4月1日</p> <p>・契約の金額 16,590,000円を上限とする額</p> <p>・費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い。ただし執務費用</p>

		<p>は概算払いすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の相手 <ul style="list-style-type: none"> 住所 秋田市土崎港中央一丁目6番36号 氏名 堀井照重 資格 公認会計士 <p>根拠法：地方自治法第252条の36第1項</p>
60	秋田市過疎地域自立促進計画を定める件	<p>河辺地域に係る秋田市過疎地域自立促進計画（計画期間：平成17年度～平成22年度）を定めようとするもの</p> <p>根拠法：過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項、第33条第2項</p>
61	秋田周辺広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少および秋田周辺広域市町村圏協議会規約の変更についての協議に関する件	<p>平成17年3月22日から天王町、昭和町および飯田川町を廃し、その区域をもって潟上市が設置されることならびに同日から男鹿市および若美町を廃し、その区域をもって男鹿市が設置されることに伴い、関係地方公共団体で協議のうえ、同月21日をもって秋田周辺広域市町村圏協議会から天王町、昭和町、飯田川町、男鹿市および若美町を脱退させるとともに同協議会規約を変更することについて、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>根拠法：地方自治法第252条の6</p>
62	秋田周辺広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の増加および秋田周辺広域市町村圏協議会規約の変更についての協議に関する件	<p>平成17年3月22日から天王町、昭和町および飯田川町を廃し、その区域をもって潟上市が設置されることならびに同日から男鹿市および若美町を廃し、その区域をもって男鹿市が設置されることに伴い、関係地方公共団体で協議のうえ、同日から秋田周辺広域市町村圏協議会に潟上市および男鹿市を加入させるとともに同協議会規約を変更することについて、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>根拠法：地方自治法第252条の6</p>
63	秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を指定する件	<p>雄和左手子交流センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の所在地 <ul style="list-style-type: none"> 秋田市雄和左手子字清水下49番地 ・ 名称 社団法人左手子報徳会 ・ 指定の期間 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年4月1日～平成19年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

64	土地を買い入れる件	<p>西部工業団地における誘致企業への貸付用地として取得するため、議会の議決を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所在 新屋鳥木町1番95ほか5筆 ・土地の種類 宅地 ・土地の面積 48,316.05㎡ ・予定価格 1,401,165,450円 ・契約先 (財)秋田市都市建設公社 <p>根拠法：地方自治法第96条</p>
65	市道路線を廃止する件	<p>県道と重複した路線等を整理するため、廃止しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止路線 6路線 延長1,394.00m <p>根拠法：道路法第10条第3項</p>
66	市道路線を認定する件	<p>宅地造成に伴い新設された道路等を市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 18路線 延長4,603.90m <p>認定後の市道総延長 約1,941Km</p> <p>根拠法：道路法第8条第2項</p>
67	秋田市大森山動物園会計へ繰り入れる件	<p>大森山動物園会計の事業推進のための一般会計からの繰入れを行おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金額 338,333千円以内 <p>根拠法：地方財政法第6条</p>
68	秋田市農業集落排水会計へ繰り入れる件	<p>農業集落排水会計の事業推進のための一般会計からの繰入れを行おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金額 200,207千円以内 <p>根拠法：地方財政法第6条</p>
69	秋田市中央卸売市場会計へ繰り入れる件	<p>中央卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入れを行おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金額 14,249千円以内 <p>根拠法：地方財政法第6条</p>
「追加提案」		
「人事案」 7件		
70	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	<p>現教育委員会委員の藤盛節子氏の任期満了（平成17年3月31日）に伴い、その後任の任命について同意を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項</p>

71	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	<p>現教育委員会委員の飯塚明氏の任期満了（平成17年3月31日）に伴い、その後任の任命について同意を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項</p>
72	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	<p>現監査委員の渡部聡氏から平成17年3月31日をもって退職したい旨の退職願が提出されたことから、その後任の選任について同意を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>根拠法：地方自治法第196条第1項</p>
73	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	<p>現監査委員の堀井照重氏から平成17年3月31日をもって退職したい旨の退職願が提出されたことから、その後任の選任について同意を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>根拠法：地方自治法第196条第1項</p>
74	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件	<p>現公平委員会委員の由利イセ氏の任期満了（平成17年3月31日）に伴い、その後任の選任について同意を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>根拠法：地方公務員法第9条の2第2項</p>
75	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>現人権擁護委員の伊藤敬一氏の任期満了（平成17年5月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
76	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>現人権擁護委員の鈴木光喜氏の任期満了（平成17年5月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>